

山口市空き家バンク改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市空き家・空き地バンク及び地域が主体となる空き家・空き地バンク（以下「空き家バンク」という。）において売買又は賃貸借に関する契約を締結した物件（以下「成約物件」という。）に入居があった場合の空き家の所有者（以下「空き家の所有者」という。）に対し成約物件を改修するための費用の一部を支援することにより、空き家バンクへの登録促進及び移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、空き家とは、山口市空き家・空き地バンク設置要綱第5条第2項に規定する登録物件及び地域が主体となる空き家バンクの登録物件のうち空き家のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は次の各号のいずれにも該当する空き家の所有者とする。

- (1) 空き家の改修をした後、5年以上当該空き家に居住する見込みであること。
- (2) 市税等の滞納のないこと。
- (3) 空き家の改修に関して山口市が実施している他の補助金等を受けていないこと。
- (4) 空き家の購入契約の成約後6月以内に第6条の申請をすること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、空き家改修のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家の改修は、市内に本店、支店等を置く法人、又は市内に住所を有する個人事業者が行うものであること。
- (2) 空き家の改修は、水質検査等の改修前に行う必要があるものを除き、第7条に規定する交付決定後行うこと。
- (3) 空き家の改修は、第7条の交付決定の日の属する年度の末日までに完了すること。
- (4) 対象となる経費の総額（消費税及び地方消費税を含む。）が10万円以上となる改修であること。

2 前項の対象事業は、同一物件に対して1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は別表第1及び別表第2のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市空き家バ

ンク改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、工事着手前に市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回限り交付する。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市空き家バンク改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山口市空き家バンク改修事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定し山口市空き家バンク改修事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告等）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに山口市空き家バンク改修事業完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（完了検査及び補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容を審査し、必要と認めるときは実施検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象改修工事の内容を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市空き家バンク改修事業補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに山口市空き家バンク改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第12条 市長は、交付通知者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

（3）虚偽の申請をしたとき。

（4）市長の指導等に従わないとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

空き家の機能向上のため行う下記の工事（新設・改造・修繕・撤去）にかかる経費。

- ①屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング
- ②雨樋の取替
- ③床、壁、天井材の張替
- ④ドア、ふすま、障子等の建具や畳の取替、張替
- ⑤ガラス、網戸の交換
- ⑥サッシ、雨戸の設置、取替
- ⑦カウンター、棚の設置
- ⑧間取り等の変更に伴う壁等の工事
- ⑨床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置
- ⑩耐震補強工事
- ⑪井戸用ポンプの工事
- ⑫浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の工事
- ⑬給排水衛生設備工事
- ⑭システムキッチンの設置（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗淨機については、キッチン組み込みのものに限り対象）
- ⑮コンロの取替え工事
- ⑯ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置（エコキュート等の高効率給湯器を含む）
- ⑰太陽熱利用機器の設置（自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム（太陽光発電を除く））
- ⑱火災報知機の設置
- ⑲防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための工事
- ⑳換気扇、換気空清機ロスナイの設置
- ㉑床暖房設備工事、ペレットストーブの設置
- ㉒スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
- ㉓玄関フード・サンルームの増築
- ㉔バルコニーの増築
- ㉕ウッドデッキ、パーゴラの設置（母屋に接するものに限る）

※機器等の設置については、取付工事を伴うものを対象とする。

※併用住居のうち、住宅部分に係る工事を対象とする。

※上記工事に伴う水質検査料は対象とする。

別表第2（第5条関係）

空き家に入居する世帯の状況	補助率	空き家の所在	補助金の上限額
入居者及び配偶者が45歳以上で、かつ、15歳未満の者がいない世帯	1/2	過疎地域以外に所在する空き家	30万円
		空き家に入居する世帯が市外から転入する場合	45万円
		過疎地域（徳地地域又は阿東地域をいう。）に所在する空き家	45万円
入居者若しくは配偶者が45歳未満、又は、15歳未満の者がいる世帯	2/3	過疎地域以外に所在する空き家	40万円
		空き家に入居する世帯が市外から転入する場合	60万円
		過疎地域（徳地地域又は阿東地域をいう。）に所在する空き家	60万円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

※空き家に入居する世帯の状況において、年齢は4月1日時点の年齢とする。